農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農 用地利用配分計画について、佐賀県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を提出先に提出すること。

平成 26 年 12 月 9 日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積(m²)
中野洋	久保田町大字久保田 1142番地	久保田町大字久富 字下新ヶ江 3402	18,957
	1172 国 26 	ほか10筆	

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧の場所

佐賀県生産振興部農産課

(2) 縦覧の期間

平成 26年 12月 9日から同月 24日まで

3 意見書の提出先

佐賀県農林水産商工本部生産振興部農産課(郵便番号 840-8570 佐賀市城 内一丁目1番59号)